

秘

1年保存

基 発 第 0 3 2 5 0 0 7 号
平 成 1 7 年 3 月 2 5 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準行政情報システム事務処理手引(安全衛生指導結果等情報関連編)につ
いて

標記については、平成17年3月28日より稼働することとしているところであるが、今般、別添のとおり事務処理手引を作成したので、安全衛生業務に係る事務処理に遺憾なきを期されたい。

労働基準行政情報システム事務処理手引
(安全衛生指導結果等情報関連編)

1 システム設定について

各種自由設定等コードの登録、事業場基本情報の統合処理の登録、安全衛生指導重点対象区分の登録、店社コードの登録及び局署固有情報の登録については、業務メニューのうちシステム設定を選択して必要に応じて処理する。

なお、対象となる情報は以下のとおり。

(1) 各種自由設定等コード

以下のものについては、必要に応じて設定できる。

イ 事業場情報

- ・事業場自由設定コード
- ・事業場自由分類コード
- ・事業場自由設定数量

ロ 危険機械・有害業務

- ・プレス機械自由分類コード
- ・荷役運搬機械等自由分類コード
- ・産業用ロボット自由分類コード
- ・特定化学物質自由分類コード
- ・四アルキル自由分類コード
- ・電離放射線自由分類コード
- ・高気圧自由分類コード
- ・木工加工用機械自由分類コード
- ・車両系建設機械自由分類コード
- ・有機溶剤業務自由分類コード
- ・鉛業務自由分類コード
- ・粉じん自由分類コード
- ・酸素欠乏危険自由分類コード
- ・特殊健康診断自由分類コード

ハ 労働災害情報

- ・死傷病自由分類コード

ニ じん肺管理区分情報

- ・じん肺健康診断実施機関名

(2) 店社コード

店社コードを必要に応じて設定できる（本省設定分を除く。）

(3) 安全衛生指導重点対象区分コード

局において安全衛生指導重点対象区分を定めた場合には、「システム設定」の業務メニューを選択後、安全衛生指導重点対象区分コードを毎年3月最終開庁日までに登録すること。

なお、安全衛生指導重点対象区分のコードを登録できるのは局のみであること。署独自の安全衛生指導重点対象区分の設定は、局へ連絡の上、局において設定すること。

2 安全衛生指導結果等情報

(1) 情報の登録契機

安全衛生指導結果等情報は、庁外活動を伴う安全衛生業務を実施した場合には、安全衛生業務運営要領に基づき、速やかに登録する。

なお、安全衛生指導、法違反等の有無が確定していなくても登録し、確定後必要に応じて修正・追加する。

(2) 登録の方法

安全衛生指導結果等の入力は、事業場基本情報を検索して該当する情報を呼び出し（該当情報がない時は事業場基本情報を作成する場合を含む。以下同じ。）、新たに得られた情報を必要に応じて事業場基本情報に入力した上で、「業務選択」メニューを選択し、「安全衛生指導結果等情報」を表示させ、必要項目を入力した上で登録を行う。

(3) 入力項目

入力項目、入力契機等は別表1に示す。

(4) 決裁

登録した安全衛生指導結果等情報は、安全衛生業務運営要領に基づき、安全衛生指導復命書として印刷し、決裁を受ける。

(5) 安全衛生指導結果等情報の登録に当たって留意すべき事項

イ 建設業の現場に係る安全衛生指導結果等情報の登録

建設業の現場の下請事業場について安全衛生指導書、是正勧告書、使用停止等命令書等（以下「安全衛生指導書等」という。）を交付した場合には、元請の安全衛生指導結果等の入力に続いて「下請情報」を選択し、下請事業場の店社を特定した上で、元請と同様に安全衛生指導結果等情報を登録する。

なお、事業場基本情報の「業務選択」メニューの「下請事業」を選択することによっても同様の処理ができる。

入力項目、入力契機等は別表2に示す。

ロ 安全衛生指導結果等情報の修正、取消方法

(イ) 安全衛生指導結果等情報の修正方法

安全衛生指導結果等情報を修正する場合には、個別事業場情報管理メニュー画面で「安全衛生指導結果等情報」から「安全衛生指導復命書及び整理簿検索」を選択し、修正する情報を検索し、修正入力をした上で、「更新」処理を行う。

なお、事業場基本情報画面から「安全衛生指導結果等情報」の「監督・安全衛生指導等履歴」を選択し、同様の処理を行うこともできる。

(ロ) 安全衛生指導結果等情報の取消方法

安全衛生指導結果等情報を取り消す場合には、修正処理と同様の手順で取り消すべき情報を検索し、メニューバーの「データ」を選択し、削除の処理を行う。

(6) 安全衛生指導結果等情報の入力に当たって留意すべき事項

イ 「安全衛生指導結果等情報」タブ画面

(イ) 「事業場名」欄

事業場基本情報に登録されている事業場名が表示される。

また、建設業の下請事業場については、下請情報から事業の名称が、元請の事業場基本情報から事業場の名称が表示される。

(ロ) 「業種」欄

事業場情報に登録されている業種が初期表示されるので、必要に応じ修正・追加する。

ロ 「安全衛生指導結果情報1」タブ画面

(イ) 「指導年月日」欄

庁外活動を伴う安全衛生業務が2日以上にわたる場合には、最終日を入力する。

(ロ) 「復命者職氏名」欄

システム上は職氏名を入力しても登録されない。また、必ずしも同欄は入力する必要はなく、印刷した安全衛生指導復命書に職氏名を記入することでも足りる。

ただし、いずれの場合にも安全衛生指導復命書への復命者の押印は必要である。

(ハ) 「指導種別」欄

実施した指導種別（個別指導、計画の届出の現地調査、災害調査（安全衛生）、検査及びその他）を選択し、入力する。

再指導は、個別指導を選択すること。

(二) 「面接者職氏名」欄

面接者の職氏名が入力できるようになっているが、システム上は職氏名を入力しても登録されない。また、必ずしも同欄は入力する必要はなく、印刷した安全衛生指導復命書に職氏名を記入することでも足りる。

(ホ) 「安全衛生指導重点対象区分」欄

局で予め登録されている安全衛生指導重点対象区分を選択し、入力する。

<局で独自に設定する「安全衛生指導重点対象区分」の例>

安全管理特別指導事業場、衛生管理特別指導事業場、災害発生（多発）、危険機械製造等

ハ 「違反条項」タブ画面

(イ) 是正勧告書又は使用停止等命令書を交付する場合に該当する法律、政令及び省令について、その名称及び条項を選択し、入力する。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律（以下「派遣法」という。）に係る事案については、派遣法第44条から第47条までの条文において読み替えられた労働基準法、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）、じん肺法及び作業環境測定法の法条項を入力するとともに、派遣法の欄に派遣法の適用条項も入力する。

(ロ) 「重措置内容」欄

該当する重措置を選択し、入力する。重措置の内容が緊急措置命令又は警告書交付の場合には根拠となる法条項は入力しないこと。

(ハ) 「外国人労働者に係る違反」欄

違反法条項が外国人労働者に係るものである場合に、これを明らかにするために必要に応じて当該欄に必要な情報を選択し、入力する。

(二) 「是正期日」、「確認までの間」欄

「是正期日」欄の「年月日」欄には、是正勧告又は使用停止等命令で指示した是正期日の年月日を入力する。是正期日を即時としたものは、「即時」欄に入力する。指導中に是正済の確認をしたものは、「是正済」欄に入力する。是正期日を今後としたものは、「今後」欄に入力する。命令期間を法違反が是正されたことを確認するまでの間としたものは、「確認までの間」欄に入力する。

ただし、不法就労外国人に係る是正勧告を行った場合で、是正期日欄を斜線で抹消した場合には、「是正期日」欄を空欄のまま登録する。

また、即時司法とした場合にも「是正期日」欄を空欄のまま登録する。

なお、「是正期日」及び「確認するまでの間」欄の入力は、任意である。

ホ 「安全衛生指導事項」タブ画面

庁外活動を伴う安全衛生業務の結果、安全衛生指導書で指導した事項については、「安全衛生指導事項」欄に別紙3の安全衛生指導事項から該当するものを選択し、入力する。

また、1つの指導した事項につき別紙3の安全衛生指導事項に該当するものが2つ以上ある場合には、該当するものをすべて選択し、入力する（なお、アタッチメントの変

更により使用用途が任意に変更できる機械は、その使用状態において指導した項目を選択する。)

なお、改善期日の入力には任意であるが、別紙3の安全衛生指導事項は重複して選択できないため、2つ以上の指導した事項が別紙3の安全衛生指導事項の1つに該当する場合で、改善期日が異なる場合には、一番遅い改善期日を入力し、印刷した復命書に残りの改善期日を記入すること。

へ 「参考事項・意見」タブ画面

「参考事項・意見」欄は、当該事業場の経営状況、財務状況、生産状況、災害発生状況、安全衛生管理組織の活動状況、労務管理の状況、法違反の原因、今後の遵法状況の見通し、復命者の総括意見、今後の措置・署長判決についての要望等について必要に応じ記入する。

なお、「参考事項・意見」欄は、35行（最大1400字）の入力が可能であるが、復命書の印刷時には、「参考事項・意見」欄の最初から5行目（最大200文字）までに該当する部分が安全衛生指導復命書の「参考意見・意見」欄に印字され、6行目（最大1200字）からは、安全衛生指導復命書の「続紙」に印字される。

3 安全衛生指導復命書整理簿情報

「安全衛生指導復命書整理簿」は、安全衛生指導復命書の指導種別ごとに指導年月順、入力順に整理簿を自動的に作成をするものであり、必要に応じて活用すること。

4 安全衛生指導等実績表

安全衛生指導等実績表については、「定型統計」から取得する。


表中の語句の意味は以下のとおりであり、登録している安全衛生指導結果等情報が集計されるものであり、必要に応じて活用すること。

表中の語句	説明
安全衛生指導等実施事業場数	安全衛生指導結果等情報に登録した個別指導等の延べ事業場数
指導等有事業場数	安全衛生指導等実施事業場数のうち安全衛生指導書、是正勧告書等を交付した延べ事業場数
行政目標の指導等有事業場数	安全衛生指導重点対象区分の設定の際、行政目標とする指導事項及び条文を設定することが可能であり、当該指導事項及び条文に係る指導等を行った延べ事業場数
指導等率	「安全衛生指導等実施事業場数」のうち「指導等有事業場数」の割合

別表 1

【安全衛生指導結果等情報】

入力項目	入力方法	入力内容	入力契機	備考
事業場区分	自動入力	業務選択メニュー画面で選択した作成単位の区分により自動的に表示される	—	
労働保険番号	自動入力	事業場基本情報から自動的に表示される	—	
登録区分	自動入力	事業場基本情報から自動的に表示される	—	
事業場名	自動入力	事業場基本情報から自動的に表示される	—	
所在地	自動入力	事業場基本情報から自動的に表示される	—	
業種	選択	労働基準局報告例規業種分類の小分類までを選択入力する	△	事業場情報から初期表示される
指導年月日	選択	指導年月日をカレンダーダイアログにより入力する	○	事務処理手引本文を参照のこと
復命者職氏名	キーボード	一名分の氏名が入力できるが、データベースには登録されない		
指導種別	選択	「個別指導」「計画の届出の実地調査」「災害調査(安全衛生)」「検査」「その他」のいずれかを選択入力する	○	
面接者職氏名	キーボード	面接者職氏名が入力できるが、データベースには登録されない [25字以内]		
安全衛生指導重点対象区分	選択	各局で設定したコードを選択入力する	△	個別指導の場合は必須
特別監督等対象1及び2	選択	本省で設定した特別監督等対象に該当する事業場を指導した場合、コードを選択入力する	△	
電話番号	キーボード	事業場の基本情報の内容と同じ	△	事業場基本情報から初期表示される
店社	選択	事業場情報の内容と同じ	△	事業場情報から初期表示される

代表者職氏名	キーボード	事業場基本情報の内容と同じ	△	事業場基本情報から初期表示される	
違反条項	法令則	選択	是正勧告書又は使用停止等命令書を交付する場合に違反を指摘した法律、政令、省令の名称及び条項を選択入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと
	派遣法	選択	派遣法に係る事案については派遣法の適用条項を選択入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと
	重措置内容	選択	法条項を入力した条文で次の措置を行った場合は選択入力する  緊急措置命令書及び警告書を交付した場合には、根拠となる法条項を記入せずに該当欄を選択入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと
	是正期日	選択	是正勧告又は使用停止等命令で指示した是正年月日をカレンダーダイアログにより入力する（「即時」、「是正済」、「確認までの間」とした場合は、該当欄を選択入力する）		事務処理手引本文を参照のこと
	外国人労働者に係る違反	選択	違反条項がこれらの者に係るものである場合に選択入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと
安全衛生指導事項	指導事項	選択	庁外活動を伴う安全衛生業務の結果、安全衛生指導書で指導した事項を選択入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと
	改善期日	選択	安全衛生指導書において指示した改善年月日をカレンダーダイアログにより入力する	△	事務処理手引本文を参照のこと

参考事項・意見	キーボード	参考事項及び意見を入力する (1400字以内)	△	事務処理手引本文を参照のこと
---------	-------	----------------------------	---	----------------

(注) 「○」: 登録時に入力が必要となる項目
「△」: 登録する内容により、該当する項目がある場合には必ず入力する項目
「-」: 入力自動的に行われる項目

別表2

【下請情報】

入力項目	入力方法	入力内容	入力契機	備考
事業名(カナ)	キーボード	下請店社の名称をカナ表示	○	漢字欄入力により自動入力(80字)
事業名(漢字)	キーボード	下請店社の名称を漢字で入力する(80字以内)	○	
所在地	キーボード	下請店社の所在地を入力する	△	都道府県から入力する
業種	選択	事業場情報と同じ	△	
労働者数企業全体	キーボード	下請店社全体の労働者数を入力する(6桁)	△	
郵便番号	キーボード	下請店社の所在地の郵便番号を入力する	△	
代表者職指名	キーボード	下請店社の代表者職氏名を漢字で入力する(30字以内)	△	
廃止年月日	選択、キーボード	下請店社が廃止された場合に廃止年月日を入力する	△	

(注) 「○」: 登録時に入力が必要となる項目
「△」: 登録する内容により、該当する項目がある場合には必ず入力する項目
「-」: 入力自動的に行われる項目

別表3

番号	指導事項	説明
1	安全衛生管理体制(一般)	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び産業医の職務等に関する事その他の事業場の安全衛生管理体制について指導を行った場合に選択する。
2	安全衛生管理体制(特定事業)	総括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者及び安全衛生責任者の職務等に関する事その他の特定事業に係る安全衛生管理体制について指導を行った場合に選択する。
3	元方事業者等	元方事業者又は注文者が行う関係請負人に対する労働災害防止のための措置について指導を行った場合に選択する(関係請負人に対する指導を含む。)
4	作業主任者等	作業主任者及び作業指揮者の職務等について指導を行った場合に選択する。
5	就業制限	クレーン運転士等の資格取得の促進等就業制限業務に関する

6	安全衛生教育	る指導を行った場合に選択する。 管理者及び労働者に対する安全衛生教育について指導を行った場合に選択する。
7	自主検査等	機械等の自主検査に関する指導を行った場合に選択する。
8	安全・衛生委員会	安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会の活動等について指導を行った場合に選択する（委員会を設けていない事業者に対する関係労働者からの意見を聴取する機会に関する指導を含む。）。
9	労働安全衛生マネジメントシステム	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指導を行った場合に選択する。
10	リスクアセスメント	リスクアセスメントに関する指導を行った場合に選択する（労働安全衛生マネジメントシステムに関する指導を行った場合を除く。）。
11	安全衛生管理活動	その他の安全衛生管理活動に関する指導を行った場合に選択する。
12	ボイラー又は圧力容器	ボイラー又は圧力容器（ボイラー及び圧力容器安全規則適用外のもの、配管及び付属品を含む。）に関することについて指導を行った場合に選択する。
13	動力クレーン等	動力による物上げ装置（クレーン等安全規則適用外のクレーン等、揚貨装置、ゴンドラ等の物上げ装置及び巻上用ワイヤロープ等物上げ装置の一部になった状態のものも含む。）に関する指導を行った場合に選択する。
14	食品加工用機械	食品加工用機械又は食品包装機械に関する指導を行った場合に選択する。
15	木材加工用機械	製材機械、合板用機械又は木工機械（自動送り装置を有するもの及び携帯式動力工具を含む。）に関する指導を行った場合に選択する。
16	プレス機械	動力により駆動されるクランクプレス、フリクションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等（鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。）に関する指導を行った場合に選択する。
17	一般動力機械	食品加工用機械、木材加工用機械、プレス機械、動力運搬機、建設機械等を除く一般の動力機械に関する指導を行った場合に選択する。
18	動力運搬機	動力を用いて運搬する機械（動力クレーン等及び乗物を除き、軌道装置を含む。）に関する指導を行った場合に選択する。
19	建設機械等	掘削、積込み、運搬（いわゆる自動車によるものを除く）、締固め等に用いる機械（高所作業車を含む。）に関する指導を行った場合に選択する。
20	爆発・火災等	爆発、火災若しくは破裂の防止又はその危害の防止に関する指導を行った場合に選択する（静電気の除去等着火原に対する指導、避難に関する指導を含み、ボイラー及び圧力容器に関する指導を除く。）。

21	感電	感電による危険の防止に関する指導を行った場合に選択する。
22	掘削作業等	掘削作業等（明り掘削の作業、ずい道等の建設の作業等及び採石作業）における危険の防止に関する指導を行った場合に選択する。
23	荷役作業等	荷役作業等における危険の防止に関する指導を行った場合に選択する（揚貨装置に関する指導を含む。）。
24	伐木作業等	伐木、造材、集材、運材等における危険の防止に関する指導を行った場合に選択する（機械集材装置及び運材索道に関する指導を含む。）。
25	墜落・転落	墜落又は転落による危険の防止に関する指導を行った場合に選択する。
26	飛来・崩壊	物体の飛来、落下又は崩壊による危険の防止に関する指導を行った場合に選択する（掘削作業に伴わない地山の崩壊、石の落下、落盤等に関する指導を含む。）。
27	型枠支保工	型枠支保工に関する指導を行った場合に選択する。
28	通路・足場・作業構台	通路、足場、作業構台（階段、栈橋、出入口を含む。）に関する指導を行った場合に選択する。
29	交通労働災害	交通労働災害防止に関する指導を行った場合に選択する。
30	その他の産業安全	その他の産業安全に関する指導を行った場合に選択する。
31	有機溶剤	有機溶剤による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
32	鉛	鉛による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
33	四アルキル鉛	四アルキル鉛による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
34	特定化学物質	特定化学物質（一酸化炭素及び石綿を除く。）による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
35	一酸化炭素	一酸化炭素による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
36	石綿	石綿による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
37	ダイオキシン類	ダイオキシン類ばく露防止対策に関する指導を行った場合に選択する。
38	粉じん	粉じんによる健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
39	酸素欠乏・硫化水素	酸素欠乏症及び第二種酸素欠乏危険作業に係る硫化水素中毒の防止に関する指導を行った場合に選択する。
40	電離放射線	放射線の被ばく管理対策に関する指導を行った場合に選択する。
41	暑熱又は寒冷	暑熱又は寒冷な環境で行う作業に係る健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
42	騒音	騒音障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
43	振動	振動障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。

44	高気圧	高気圧業務に係る危険及び健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
45	有害光線	有害光線による健康障害の防止に関する指導を行った場合に選択する。
46	局所排気装置等	ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、全体換気装置に関する指導を行った場合に選択する。
47	保護具	保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等に関する指導を行った場合に選択する。
48	事務所	事務所の衛生管理に関する指導を行った場合に選択する。
49	腰痛	職場における腰痛予防対策に関する指導を行った場合に選択する。
50	VDT	VDT作業における労働衛生管理に関する指導を行った場合に選択する。
51	作業環境測定	作業環境測定に関する指導を行った場合に選択する（測定結果の評価、事後措置に関する指導を含む。）。
52	健康診断	健康診断に関する指導を行った場合に選択する（特殊健康診断、指導勧奨による健康診断、事後措置に関する指導を含む。）。
53	過重労働	過重労働による健康障害防止対策に関する指導を行った場合に選択する。
54	メンタルヘルス	メンタルヘルス対策に関する指導を行った場合に選択する。
55	健康保持増進	健康保持増進に関する指導を行った場合に選択する（メンタルヘルス対策に係る指導を除く。）。
56	快適職場	快適な職場環境の形成のための措置に関する指導を行った場合に選択する（職場における喫煙対策に関する指導を除く。）。
57	喫煙	職場における喫煙対策に関する指導を行った場合に選択する。
58	地域産業保健センター	地域産業保健センターの活用に関する指導を行った場合に選択する。
59	秘密の保持	健康情報の適切な取扱いに関して指導を行った場合に選択する。
60	その他の労働衛生	その他の労働衛生に関する指導を行った場合に選択する。